

〔水鏡序〕此尼○中 ことし七十三になんなり侍、三十三をすぎがたく、さう人なども申あひたりしかば、をかでらは、やくをてんじ給とうけたまはりて、もうでそめしより、つ、しみのとしごとに、きさらぎのはつ午の日まいりつる亥るしにこそ、いままで世に侍れば、ことしつ、しむべきとにして参りつる身ながらも、○下

〔台記〕久安六年十二月二十四日丙寅戌刻禪閣忠實○藤原令已講玄緣供養法相曼茶羅其曼茶羅今日圖繪於其前、令轉讀唯識論、依明年御重厄有此事、

○按ズルニ、藤原忠實承暦二年ニ生レ、本年七十三歳ナリ、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年十二月廿六日、又爲明年太一定分御厄御祈被始之、長日勤行、

〔宗長手記〕廿五日○大永六年、中略、京には役おとしとて、年の數錢をつゝみて、乞食の夜行におとしてとらする事をおもひやりて、

かぞふれば我八十の雜事錢やくとていか、おとしやるべき

〔小右記〕寛仁三年八月五日己丑、春日行幸、來月伊勢遷宮之後、若十月可遂行、十月御厄月、若可令忌給乎、吉平申云、厄日可慎給、厄月不可忌給者、被仰可尋前例由了者、十一日乙未、其間、大進賴國祇候、○中事次問申、春日行幸明後日可有定、有彼是可參之氣色、十月御厄月、若可有乎否之由、内々問吉平、申云、厄日南方不行者爲明、件日大厄日、其日南方不可向者、可無厄月、只可令慎厄日給、十月廿日非御厄日者、余○實資藤原申云、年厄月厄日、厄時厄、若可侍歟、但雖大厄月、月中無不向其方、只厄其口○也、攝政○藤原命云、然事也、抑御厄月幸遠如何、尋勘前例、小衰月有行幸遠所之例、是吉平所勘申也者、九月五日戊午、吉平朝臣云、廿九日御受戒、來月廿日、先日被定春日行幸之日、而依御厄日停止歟、